

第十三回国会 運輸委員會會議錄 第二十九号

(七六三)

昭和二十七年五月十二日(月曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富太郎君

大澤嘉平治君

尾崎 末吉君

玉置 信一君

前田 郁君

山口シヅエ君

木村 俊夫君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

航空庁長官 大庭 哲夫君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

五月十日

船舶安全法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二〇九号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、総合管理部署の設置に關し承認を求めたる件(内閣提出、承認第五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に關する件

航空法案(内閣提出第一七九号)

船舶安全法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二〇九号)

○岡村委員長

これより會議を開きます。

船舶安全法の一部を改正する法律案

を議題とし、まず政府よりその提案理由の説明を求めます。村上運輸大臣。

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

十九日から施行する。

○村上運輸大臣

たたい提案されました。

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

新條約によつて改訂されました点

は、相当の範囲にわたつてあります。

が、その要点を申し上げますと、第一

は、本條約の適用範囲は、航海の安全

に關する事項がすべての航海する船舶

に適用される以外は、原則として国際

航海に従事する旅客船及び総トン数五

百トン以上の貨物船に擴大されたこと

であります。

第二は、構造關係につきまして、旅

客船に對し損傷状態における船舶の復

原性に關する新しい規定が追加される

ほか、電気設備、防火構造について新

たな規定が設けられたこと、復原性

試験の強制及び消防設備の規定の適用

が貨物船にも擴大されたことでありま

す。

第三は、救命設備に關する要求が強

化されたこと、その適用範囲の擴大

及び無線設備を施設することが必要で

ある船舶の範囲が擴大されたことであ

ります。

第四は、無線方位測定機の備えつけ

を要する船舶の範囲の擴大と、救命信

号及び警報、危険物の運送に關して新

しく規定が設けられたことでありま

す。

大体以上の通りでありますが、この

うち現行船舶安全法の体系におきまし

ては、法律の改正を必要とするもの

は、無線設備に關する事項のみであり

まして、その他は技術問題として省令

をもつて規定されている事項であります

ので、この法律の改正終了後、別途

これらの省令の改正をしなければなら

ないこととなるわけでありまして。

次に改正法律案の要点を申し上げます

と、新しく無線電信を施設すること

を要する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

する船舶として、國際航海に従事

りますか、事実さような案をもつて運輸省設置法の改正手続をとられておるのであるかどうか、まずこれを承つておきたいのであります。

○大庭政府委員 事実その通りであります。

○岡田(五)委員　もし運輸省設置法の改正によりまして、航空庁が航空局と、いうようなことになりますならば、このたび提出されました航空法案の「航空庁長官」という文字は、全部「運輸大臣」ということにかえられなければならないのではないかと、このように私は考えるのでありますが、その辺のところはどういうようにお考えになりますか。

○大庭政府委員 大部分運輸大臣ということに書きかえることになっております。

○岡田(五)委員　今大部分というお話がありましたが、大体今までの法案の立法内容を拜見いたしておりますと、各省の内局長が直接行政行為の主体となる場合はほとんどないようでありまゝです。私は大部分というよりも、全部「運輸大臣」と書きかえられるべきではないか、かように考えるのであります。が、その御確認を申し上げたいと思ひます。

○大庭政府委員 ただいま大部分と申したのは間違ひでありますして、「航空庁長官」とあるのは全部「運輸大臣」と書きかえることになるわけであります。

○岡田(五)委員　そういたしますと、この点時期的にらみ合せが非常にむずかしいと思つておりますが、各省の行政機構の改革案、すなわち各省設置法の改正案は今国会に提出せら

れまして、おそらく七月一日実施といふことに相なると考えるのであります。またこの航空法案そのものも、慎重審議すべき箇所が非常に多いのであ

ります。おそらく衆議院におきまして  
も十分論議を盡されるところに、参議

院におきおしても十分に討論された審議を重ねられると思います。この法案の通過は、かような見通しをつけるのはもつてのほかでございますが、おそろく本国会終了まぎわになると考えられるのであります。そういたしますと設置法で航空庁が内局となり、片方この法案では外局としての航空庁長官という法文で進んでおる。しかも一箇月そこ／＼の差で両法案が通過す

る、こういうようになります。しかも航空法は国会休会中においても公布と同時に効力を発するといふように、立

が来るのではないかといふことを非常に懸念いたしておるのであります。私には各省設置法は當然通るものと考えるのであります。かような各省設置法の改正案に基いて「航空庁長官を「運輸大臣」と現在において響きかえられ、この方の方がむしろ適當ではないか、かように突は考えるのであります。この辺につきましても、航空庁長官の御

意見を取つておきたいのであります。  
○大蔵政府委員 大臣ともよく打合せまして、御回答したいと思います。  
○岡田(五)委員 それではこの点は御研究なさるそりでございますから、質問は、是迄でございます。

次に航空機の所管關係で、航空機の監督行政がいかにあるべきかということにつきましての質疑応答は、すでに尾崎委員より運輸大臣との間に十二分

に重ねられたのでありますが、この点につきまして私たちは非常に疑念を持つておるのであります。しかも私たちが疑念を起すような二元監督にされた

各省の所管業務、いわゆる分限の調整

といふ意味におきまして行政管理局の長官がとにかくいろいろと調整された結果において、かような私たちが非常に疑念を持ち、非常に不安に思ふような、はなはだ奇々怪々な航空法が提出されたのであらうと考えるのであります。この辺は、いかなる原因で、いかなる理念のもとに、いかなる方針のもとにかような奇々怪々な航空法ができししたか。このことにつきまして行政管理局

市長官に十二分に究明いたし、十二分に釈明していただきまして、私たちは今後航空の安全性につきまして、不安

と懸念とを一抹も持たせない信念をもちまして、この法案が通過するように十二分に審議いたしたい、かように考へるのであります。従ひましてこの機会にぜひ委員長にお願ひ申し上げたいのであります、行政管理庁長官の國務大臣野田さんに、十二分に時間をささうて当委員会に御出席いただきまして、われわれをして十二分に納得するように御説明をいただく機会を、最近のように

の機会に航空治療器の贈呈といふこと  
ましても、ぜひ持つていただきたいと  
いうことをここにあらわしてお願いを申  
し上げる次第であります。

事項があるのであります。何分にも行政管理庁長官からこの所管関係につきましての一貫した理念と、統一されたいはつきりした御回答に接しなければ、私たちは質疑を重ねられない條項

が多人を起すので、かようなことにはつきましては、次会に譲ることにいたしました。もう一つだけこの機会に伺つておきたいことは、大体航空機の監督行政については、先達國、すなわち

ナダといふ諸外国においては、どつち

う監督行政を続けられておるかということをお知らせ願いたいのであります。それによりまして現在提出された日本の航空法案に盛り込まれたような、また航空機製造事業法案に盛り込まれたような二元的な監督が、客観的に妥当性ありやいなやということを私たちが判断いたしますので、世界の事例をと考えるのではありませんので、世界の事例を考える機会には預けたいと思っております。

○大庭政府委員　アメリカの方におき  
機会にお知らせ願いたいと思つてお  
ります。

ましては商務省民間航空局、CAAと申しておりますが、CAAで一元的に運輸行政並びに製造行政を取扱っておりますわけであります。アメリカは民間航空行政について一元的にやっておりますとは事実であります。次にイギリスの例をとりますと、イギリスは製造だけは供給省、いわゆるサプライ・デパートメントというのがあります、その方で発注することになっております。

れども、それらの検査は民間航空省に  
おいてそれを実行してゐるのが現実で  
あります。運輸行政その他につきまし  
ては、すべて民間航空省でそれを取扱  
つてゐる。従つて製造の部分だけが供

絶省いねめるサフライ・デハロー  
ントの方へ移つておるといふことであ  
ります。カナダは運輸省の中に航空局  
があります。航空局長がアメリカと  
同様に運輸行政あるいは製造行政、す

へての航空行動を一元的に取扱つてゐる。次にフランスの例を申し上げますと、フランスは民間運輸建設省といふものがありまして、その下に民間航空局がありまして、民間航空局において

運輸行政、いわゆる保安行政から運輸行政まで取扱つていますが、それらの

民間航空機の耐久証明は、特に商船省所管になつておるわけでありませう。これはまだ詳細のデータが来ていないものですが、一応現在わかつておる範圍において御説明申し上げます。

○岡田(五)委員　後日また行政管理局長官に御質問申し上げる準備行為としては、はなはだ言葉が悪いのであります。

とが二、三ある。それは第十條の耐空証明でございますが、これは運輸大臣、航空局長が申請に基づいて耐空証明

目 大庭政府委員が同席に基いて耐空証明を提出しになる」と書いてございませうので、耐空証明につきましては当然運輸大臣が責任をお持ちになると解釈いたしましたのでありますが、かように解釈していいかどうか伺いたいと思います。

○大庭政府委員 御承知のように耐空証明を最終的に出す過程といたしましては、耐空検査というものが実施され

場合に初めて耐空証明を出すことになつてゐるわけでありますが、耐空検査というものには航空機ができ上るまでの過程、でき上つた後の航空機を検査するに初めて耐空証明というものが不出

きめによりますと、途中の航空機の性能検査というものにつきましては、昨日も御説明申し上げましたように安全

○岡田(五)委員　そういたしますとこの第十條の第四項の末項を見ますと、特に型式証明を受けた型式の飛行機の場合には、一部設計及び生産過程につ

りまして、生産過程ということを全部  
訂正いたす所存であつたのを漏らした  
ようなわけであります。

岡田(五)委員 それからなお念のた

することを要する。Cに委託して行わしめる。検査はAが主としてこれに当り、(B)は極く少数とし極めて緊要なる検査のみをなすこと。」というふうにき

全責任が及んで来るといふふうに考えております。

○尾崎(末)委員　一昨日運輸大臣に對しまして、この航空法案に関する總括

三・一・二及び  
三・一・三に規定された方法でその証  
表者は、三・一・一、三・一・二及び

機を入手しなければならぬ。」という嚴重な規定がまずある。その次に三・一・一「その航空機が当該の航空性要件に合致していることを示すに必要な図面、仕様書、報告書及び書類上の証拠より成る承認済みの設計がなければならぬ。記録簿は、その航空機をその航空機の承認済みの設計で識別するために、保存されなければならない。」と嚴重に規定してあります。その次の三・一・二の條項に、「航空機がすべての重要な点で承認済みの設計に合致しており、またその製造及び組立てが良好であることを決定するためには、その国が承認した検査制度に従つて製造工種中に航空機を検査しなければならぬ。」というような嚴重な規定がここにちゃんと書かれておる。こういうようないやうな國際民間航空條約のまことに至れり盡せりの、しかも嚴重な規定があるにもかかわらず、この法案の第十條による航空証明に関する規定は、岡田委員が言われるようにまことにあやふやな点が多いのであります。従つてさつき申しましたように、國際民間航空條約の精神とこの十條の規定とはびつたり一致してはいない、こういう感じを持つのであります。一体こういう点については、さつきお話しになりましたように、閣議におきましていわけの申合せによつてこういうものができたとすることは一応わかるのであります。航空機という危険な問題につきましましては、百年の後に悔いを残さないようになしつかりした規定をつくる必要であります。私が今申し述べました國際民間航空條約の中に規定するところの精神と、この第十條の航空証明とはびつたり一致してはいないとい

う点については、航空庁長官はどういうふうに考えておられるか、これは前もつて伺つておきたいのであります。○大庭政府委員 御指摘の点は多々あるわけで、まことに遺憾に存じておる次第であります。先ほども申しました通りに、ある線までめられたわけでありまして、そのきめられた範囲内におきまして最善を盡すというのが、私の仕事であります。従つてその線に沿ひまして、最初につくつた航空法案を一部訂正をいたしまして、現状の航空法案がつくり出されたわけでありまして、これによつてはたして航空機の安全を航空長官が、あるいは運輸大臣が背負つて行けるかどうかということにつきましては、一昨日申し上げました通り、このきめられた線につきまして最善の努力を盡す。はたしてその結果がいかになるかは、今のところまだ研究中であります。御回答できないのをまことに残念に存する次第であります。○尾崎(末)委員 あと一問で置きますが、ただいまの御答弁によると、こういう規定に従つて最善の努力を盡したといふ、こういう十分にお察しのできる熱情を吐露しておられるのであります。が、最善を盡したいと言つてみても、その根本に欠陥があつたならば、最善を盡し得ない、こういう結果が出て来るのは當然でありますので、これらの問題につきましましては航空庁長官におかれましても、なおひとつ最善を盡す。この法案に従つて最善を盡すというそのこと以外に、いわゆる本来の眞骨頂に従つて最善を盡す、こういう点については御研究を願ひたいと思ひます。さつき申しましたように、行政管

理庁長官並びに相手方の主管大臣通過大臣に對して、あらためてこの問題は質問することにしたんですが、一応長官の御意向を承つておいた次第であります。関連質問を終ります。○岡田(五)委員 今尾崎委員の御質問に對しては航空庁長官は、航空機の安全性確保につきまして、現在の航空法の規定によれば、なお自信が十分でないように承つたのであります。これは先日來の運輸大臣また運輸省関係政府委員の御答弁と、大体同一のようになり得るのであります。私は航空機の安全性なくして何の航空なりやと言いたい。むしろかような安全性に自信のない法規は、いかなる政府においても、いかなる時においても、私はとるべからざるものであると思ひるのであります。と申しますのは、とうとう人命を危険なる空中に運びまして、万が一事故が起つたならば、政府の責任、お役人の責任という抽象論では私は終らないと思ひるのであります。かような意味におきまして、事人命に関する問題でありますから、私は相當の信念と自信をもつて航空の安全性に取組まなければならぬと思ひるのであります。この航空の安全について自信ない法案を、客觀的諸事情に基くとはいないが、これを提出せられる政府の所信をはなはだ疑うのであります。この点につきましましては十二分に国会は、航空機の安全性確保のために自主的な態度をもつて、これが修正または改正につきましましての努力はわれわれの義務としていたしますが、せいゝ運輸省関係の方々におきましても、なおもつと確固たる信念をもちまして、あらゆる障害とあらゆる議論と闘わなければならないことを

希望いたします次第であります。かようなことはまた行政管理庁長官が来られましたら、十分に御意見も拜聴いたすことにいたしまして、関連いたしましたちよつと私の要望を申し上げたのであります。次にお尋ね申し上げたいのであります。が、型式証明を運輸大臣が発行せられる場合に、あらかじめ通産大臣の意見を徴さなければならぬ、こういうようにこの條文ができておりますが、何ゆゑにこの型式証明を出す場合に、通産大臣の意見を聞かなければならぬのか、この点につきまして航空長官にこの規定の趣旨、理由を簡単に御説明願つておきたいのであります。○大庭政府委員 趣旨をいたしましては、型式証明について通産大臣の意見を聞く必要はないと私は存するわけであります。ただ航空機生産事業といふものに關連して型式を承認し、あるいは航空機製造事業といふものを製造して行く上において、また航空機を製造する前提において、型式の設計図面を承認する必要があるというのが先方の意見であります。そういうふうに一部必要なものにつきましては、通産大臣の意見を聞くということに法文をつくつたわけであります。○岡田(五)委員 それではお尋ね申し上げたいのであります。この型式証明を出す場合に通産大臣の意見を聞いておきながら、飛行機の設計の変更をする場合には、全然通産大臣の意見も聞かなければ、通産大臣の方に通知もされない。設計変更をすればほとんど違つた形の飛行機が出て来るのじやないか、こういうふうに考えるのであります。その場合は全然相談されない。最初

の型式証明を出す場合には通産大臣の意見を聞かれることになつておるのであります。が、こういうことを航空長官にお尋ね申し上げるのもどうかと思ひのであります。が、どうも通産大臣はまだ統制経済時代の物資の割当、生産監督、あるいはその他をやつておるような考え方で、通産大臣が現在の自由企業下における産業にまだ向つておられるような感じがするのであります。どういふ型式の飛行機をつくるか、つくりぬか、要するに航空機会社が飛行機を利用する方の便宜、あるいは航空機操縦上優秀性と安全性ということから新しい飛行機を使うというようなこと、あるいは世界の航空機の発達の事情に基いて、新しい飛行機を航空機会社が使つたりなどするのであつて、こういうことまで通産大臣の意見を徴するといふやうなことを通産大臣が求められるといふところに、まだ統制経済時代の通産省のお役人の頭が残つておるのか、あるいは私に考へるのであります。通産省はどこまでも企業助長の府であつて、統制経済の府であるべからずと私は考へますが、かようなことにつきましましては航空長官も私と同じやうな意見でありますので、その点は航空長官を追及することをやめまして、またこの問題は明日に譲ることにいたしまして、何がゆゑに變更の場合に通産大臣に報告するか、あるいは意見を求めるとかいうようなことをされなかつたのか、もし御存じでございましたら御説明を願ひたいと思ひのであります。○大庭政府委員 ただいまの御質問に

の承認をしようとする場合に準用する。」とあつて、変更のときにも一応意見を聞くことになつております。

○岡田(五)委員 今の質問は私の方が誤つておりましたので、よくわかりました。

それから航空従事員の養成ということにつきましても、どういうふうにお考えになつておりますか。一昨日の尾崎委員の御質問に對しまして運輸大臣から、航空機関係の専門家を十数名あるいは数十名アメリカに見学に行かうとしてゐるということ、予算やら人数やら、いろいろ御説明を伺つたのでありますが、航空機従事員の再教育、あるいは航空機従事員の教育機関ということについては、どういうふうにお考えになつておりますか、この機会にお漏らし願ひたいと思つたのであります。

○大庭政府委員 航空機従事者の教育につきましては、御承知のようにパイロット、機関士、あるいは整備士の再教育があるわけでありまして、実は二十七年年度の予算に航空機乗務員訓練所を設置する計画でありましたが、国家財政上の見地から一応落されたわけでありまして、そのかわりといつたしまして二十七年年度の予算では、二十名の民間パイロットをアメリカへ派遣をしまして、教育をするための予算を三千万とつてゐるわけでありまして、しかしながら御承知のように民間航空会社というものは、講和発効とともにある程度の会社が設立されようとしてゐるわけでありまして、それらに使用される乗務員あるいは整備士、機関士等につきましては、これらではとうていまかないきれないのであります、実は現在

極東空軍ともいろいろ打合せを進めてゐる次第であります。それらの協力によりましてできる限り航空事業に支障のないように、乗員の訓練を進めて行きたい所存でゐるわけでありまして、計画がまだ具体的にきまつていませんので、今日ここで御発表できないことを遺憾に存じます。

○岡田(五)委員 最近新聞でとき／＼拜見いたすのでありますが、日本が国際民間航空に参加したり、また講和條約発効後の現在におきまして、いろいろと外国との航空機の地位について相互協約というものが結ばれてゐる、現在諸外国の航空機会社が日本へ出入りするという状態になつておるのであります。日本の航空機会社の飛行機もまたアメリカその他の諸外国に日本を基地として出入りするという情勢が今後相当出て来るのではないかと、かような情勢からして新聞にいろいろと国際航空会社の設立が云々されておるのであります。そこで日本の航空会社の世界の航空会社に対する競争力の主たる源はいつにありやと考えると、要するに航空機従事員の経費が非常に安く済むということによつて、高い外国の航空機を買ひ、あるいは借りてやつても、諸外国の航空会社と競争できるのではないかと、こゝういふ点から言いますと、日本の国際航空会社の宝は、一にかかつて日本航空従事員にありやと考えるのであります。そう考えますと、日本人の航空機従事員の需要というものが、世界的にまた日本の相当喚起されて来る、かように考えるのであります。かような日本人の航空機従事員の需要という面をもつと率直的に、も

と広く考えますならば、單なる日本国内の航空のみを考えないで、国際航空における日本の航空従事員の供給、こゝういふ面をも考えまして、もつと積極的に航空従事員の再教育または教育機関というものを思い切つて整備せられ、日本人の海外へのこれらによる職業進出をあわせ考えることも私は無意義ではない、むしろ有意義である、かように考えるのであります。かような見地からすれば航空従事員の養成または再教育ということについて御質問を申し上げたのであります。これらの見通しというよりなことに、ついで、人によつては異なるかもしれませんが、航空庁長官のお考えをお漏らし願ひたいと思つたのであります。

○大庭政府委員 見通しという問題はなか／＼むづかしい問題であります。が、実は日本航空の操縦士が、今二名ばかりアメリカの方に訓練に出ております。私の方の職員も四名ばかり、現在アメリカの方へ訓練に同時に出てゐるわけでありまして、それらは六月末には帰朝する予定になつてゐます。それらが帰朝いたしましたあかつきには、それらが操縦士については再訓練を始めて、それによつて次の新しい再訓練された操縦士が生み出されて来ることになるわけでありまして、国際航空を始めるという段階に至りまして、航空機の入手あるいは今のような乗務員の訓練という点から申しまして、日本人の飛行機に日本人が乗つて操縦するということは、ここ一年間くらいはむづかしいのではないかと考えておるわけでありまして、ただ日本の飛行機で、乗務員をチャーターする場合、これが一部可能になるということが現在の計画であります。ただこ

の間、乗務員の再訓練ということをも少し徹底的にやるといふことにつきましては、予算の関係もありまして、政府のいゝゆる財政状態というものをにらみ合せて、できる限り今のような御趣旨に沿うべく努力したいと考えておる次第であります。

○岡田(五)委員 もう一つ簡単に御尋ね申し上げたいのですが、一昨日の大庭の尾崎委員の御質問に對する御答弁によりまして、講和條約が發効した、日本の国内航空その他の航空に関する基本的な法律である航空法が通らなかつた、その間隙においてどういふ不都合があつたかという尾崎委員の御質問に對しまして、要するに日本人が飛行機を持つことができないといふような御答弁がなされたと思つたのであります。そのときに私関連質問をしようと思つたのであります。新聞紙で見えておると、読売その他報道機関が飛行機を持ちまして、方々へ最近飛んでおるやうであります。かように新聞その他の報道機関が飛行機を持ち、この飛行機が日本各地にいろいろ／＼宣伝その他の行事に出發してゐるやうであります。これはいかなる法規に基づいてこれが飛行をやつておるのか、この点ひとつ簡単によろしうございまして、御答弁願ひたいのであります。

○大庭政府委員 それは昨年出ました国内航空運送事業令というものに従ひまして、要するに契約面ならば日本航空会社、あるいは運輸面ならばノースウエスト会社といふものが、日本の国内飛行ができ得る唯一の会社であります。最近新聞社その他がやつてゐる形式は、日本航空会社あるいはノース

ウエストがやれない部分をその許可を受けて、どこまでも名目は日本航空会社ができないといふ名目のもとに、その許可を受けて毎日新聞、読売新聞その他がノースウエスト、またノースウエストができない場合にはノースウエストの承認のもとに他のCATその他と契約をしまして、いわゆるチャーターの形式で飛行してゐるわけでありまして、決して各新聞社が自分の飛行機を持つて、自分が飛行してゐるわけではないのであります。

○岡田(五)委員 それから航空法の関係から多少はありますが、最近の新聞によりますと、日本全国の学生が全国学生航空連盟といふものをこしらへまして、日本人間における、また学生間における航空知識の普及、また間接には航空機の発達ということに寄與すると思ひますが、かような学生運動といふことが、國民運動といふか、そういうことが講和條約發効後勃然として起つて参つたのであります。また私は非常に好ましい傾向であると思ひますが、かような國民運動、普及の運動に對しまして、政府はどういう面にお考えになり、またこゝういふ面について政府はどういう積極的政策といふか、政策を講ぜられるおつもりでいらつしやるか。むしろ運輸大臣にお尋ね申し上げる問題であるかもしれませんが、航空庁長官の私見でもつけようございまして、お心持をこの機会にお話願ひたいと思つたのであります。

○大庭政府委員 まことに今のお説の通りでありまして、その点につきましては航空庁としても十分計画的に進めて

五

おるわけでありまして、実はその中心を航空協会——もと飛行協会というものがあつたが、航空協会というものを新しく設立いたしました、それを各民間団体というものの指導、教育の任に当らせる。それらの任に当らせる中心に航空協会というもので持つて行きたいというわけでありまして、最近航空協会の設立をいたすべく準備を進めておる次第であります。政府といたしましては、多面的な各団体に一々それらの援助指導をして行くのは容易なことではないのでありまして、政府が航空協会に一部の援助をいたしまして、航空協会からそれらの諸団体を指導援助して行くというふうな一つの方針をとつて行きたいというふうに考へておるわけでありまして。

○岡村委員長 坪内君。  
○坪内委員 二、三お尋ねたいと思ひます。ただいま議題となつております航空法並びにもう一つの法律案につきましても、これは大体日本の講和條約の発効前に成立されるべき性質のものであるにもかかわらず、かくのごとく遅延したということについてはどこにその原因があるのかということ、他の同僚議員よりも何か御質問があつたと思ひますが、その辺のいきさつをお尋ねして、さらに質問をいたしたいと思ひます。

○大庭政府委員 その問題につきましても、航空法に關しては、運輸省としまして三月末には全部上程すべく準備を整えていたのですが、御承知のように生産事業、生産検査あるいは航空機の生産という問題につきましても、所管問題が出て来たわけでありまして、

て、その所管問題の解決する期間、御承知のように今日まで停滯いたしました次第であります。最近政府におきまして一つのボーダー・ラインを引いたわけでありまして、それに従つて航空法の一部を訂正いたしました、本国会に提出した次第であります。

○坪内委員 私がお尋ねいたしますのは、その点は私も十分承知いたしておるのでございまして、私も当委員会におきましても、ただいま大庭長官のお話にあつたような点その他大いに憂慮いたしまして、なるべくこれは航空法を提案する前に、通産省などと争ひをかもしておつた生産と運輸の面を一本にして、すつきりした姿で法案を出そうということにつきまして、われわれも努力をしたわけでありまして、けれども、その点について航空庁長官として通産省との折衝にあたつて、そういうたいさつがあるけれども、何かそこを制約しぬものがあつて、かくのごとく遅延したということになつたと思ひます。またただいまのお話以外に、どうもこういう点に役所としては十分考へねばならぬ点があるにもかかわらず、何らかの障害に突き当つて、意のどくならなかつたというふうな点があるのではないかと思ひますが、その点発表することができれば一応この際承つておきたいと思ひます。

○大庭政府委員 遅延いたしました原因につきましても、すでに御承知の通りと存する次第であります。詳細の原因につきましては、実はまだこの席上では申し上げかねる次第であります。何分運輸省といたしましては、航空の安全という見地から、航空行政の一元

化という問題で進んだわけでありまして、一方生産の一元化という面から、これに所管問題が起きて来たわけでありまして。その間理論的な闘争であつたわけでありまして、今度の問題は理論的な問題から少々逸脱して、そこに何かむずかしいものがあつたのではないかと存するわけでありまして。遅れた原因につきましてもさう御承知願ひたいと思ひます。

○坪内委員 この問題は、考えるとなか／＼慎重に取扱わなければならぬ点ではないかと思ひますが、理論的にはあるのは筋の通つた話は運輸省側にあるのだけれども、いろいろな関係でこれが意のごとくならなかつた。その点が非常に重大な点でありまして、今後いろいろな面において支障を来すことになると思ひます。私が申すまでもなくこの法案は、條約の発効前後を通じていろいろ研究された法案であります。條約の発効前には占領軍の關係があつて、その面についても働き方と申しましうか、連絡と申しましうか、そういう点もありましたし、また日本が完全に独立したあかつきには、いよいよ終戦以來初めて政党政治という形をもつて、日本の国政が運営されるという段階にありまして、航空庁、あるいは所管しておるところの運輸省が通産省よりも何か政治力がなかつたのではないか。あるいは政党内連絡というふうな点で、何か手落ちがあつたのではないかという点を非常に憂慮するのであります。大庭長官はこれの航空法案提出につきましても、いろいろ苦勞なさいた点もよく存しており

ますが、そういう今後の国政の運営、あるいは国会の運営というものは、日本が完全に独立して自主的になされて行くことになりましたので、將來ともそういうた政党政治ということですから、そのことが運営されることを十分認識されなければならぬと考えるわけでありまして、その点についてどのような御所見を持つておるか、参考までに承つておきたいと思ひます。

○大庭政府委員 まことに御承知の通りでありまして、私個人といたしましては、まことに浅学でありまして、またあまりに政党内縁故者がなく、今度の問題につきましてもさういふ点において不備な点があつたとも存じますが、私誠心誠意この問題につきましてもは関つて来たつもりであります。今後この問題につきましてもは誠心誠意努めて行く所存であります。お説の通り御協力をお願いしたいと存する次第であります。

○坪内委員 願わくはさういつたお氣持で、將來はひとつ十分あらゆる面に氣をお配りくださいまして、強力にそれ／＼の立場で御努力なさるより強く要望いたしておきます。

そこでこの二法案はさういつたいきさつがなければ、講和発効前に完全成立をしておかなければならぬ、さういふふうに考へておるものでありまして、結論的にはこの二法律案に對しましては賛成であります。この二法案は衆議院を通過いたしました、さらに参議院でも相当の期間慎重審議をされるものであらうと思ひますが、そこで講和の効力発効前に通過しておらんかやならない法律が、さういふ關係から遅れたということになると、その間空白があるわけでありまして、

その空白によつていかなる支障が生じて来るのかというふうな点について、ちよつとお伺ひしたいと思ひるのであります。

○大庭政府委員 現在国内航空運送事業令というものと航空機の出入国等に關する政令と——これは一部改正いたしました、それを九十日間延長をしたところでありまして、これによりまして一部の実施はできると思ひますけれども、日本人が飛行機を持ち、日本人が乗るといふこと、また操縦するといふことは、この航空法が、発効になるまでは不可能なわけでありまして、ただ先ほど申しましたように、チャーターの形式によりまして飛行することが一応できるのみであります。

○坪内委員 この法律案の国会通過までに、空白期間が生じて参りまして、その間さういつた支障があるというふうなお話でございしますが、さういつた支障が起きた場合の責任はいずれにあるでしょうか。

○大庭政府委員 責任は全部政府にあると存じます。

なお先ほどの御回答のうち一部訂正するものがあります。実は航空機の出入国等に關する政令等の一部改正という問題の中に、航空機等に關する措置に關する件といたしまして一部を訂正したわけでありまして、その中の二條及び三條を改め、航空機の買入れ、使用といふものと、研究、実験といふものを削除したわけでありまして、航空機の使用の一部であることになつておりますけれども、法案通りの規定というものはないわけでありまして、詳細の規定なしに一部の使用はできる、ここに一つの何と申しますか、もやつ

としたもので一応間に合わせておると  
いうこととあります。

○坪内委員 私が出すまでもなく航空  
法案につきましても、これは議和條約  
発効前に国会通過をしておつたことが  
望ましかつたのであるけれども、こ  
ういふ状態で今審議中でありま  
す。さらにもう一案につきましても、い  
わゆる日米安全保障條約第三條に基  
づく行政協定に立脚しての法律案  
であります。私が申し上げるまでも  
なく、この安全保障條約並びに行政  
協定については、事実上その活動  
をやつておるうちに、かくのごとき  
法律案が送れるといふことについて  
は、この行政協定なりあるいは安全  
保障條約について、何か責任をお  
感じにならなくちやならぬといふ  
ようなことも考えますが、その点  
はまつたく責任はございせんか。  
○大庭政府委員 安全保障條約ある  
いは行政協定のものに対しては、こ  
の法案が遅れたからといつて別に  
支障はないのではないかと考  
えております。  
○坪内委員 その点は了承いたしま  
した。

そこで最後にもう一点お尋ねいた  
しますが、すでに御承知の通り通  
産省所管の航空機製造法案という  
のが国会に提案されて、これが非常  
に急ピツチで審議されるというよう  
な段階であるといふことを聞くと  
ありますが、航空法案と航空機製造  
法案との関連について、先日もこ  
の点について同僚委員から質問があ  
つたと思いますが、航空法案より  
も航空機製造法案の方が先に国会  
を通過するといふようなことにな  
つたときに、どういふ関連になる  
のか、参考までに何つておきたい  
と思ひます。

○大庭政府委員 航空法案と航空機製  
造法案との違いと申すところは、た  
えば航空法案におきましては御承知  
のように検査という面をできる限り  
削減をして行く、工場の設備あるいは  
検査官の技術が向上すれば一部検査  
を省こうといふような方針に基いて、  
民間側をできるだけ取締つて行くとい  
ふ面はなるべく削減をして行くもの  
であります。その削減をした間を通  
産省が法的に規制をして行く、かつ  
またその方は使用制限あるいは譲渡  
制限といふようなものをつけ加へ  
まして、両省の法案をつき合せた  
ときには、最初に問題になつていま  
した検査という面が重なることによ  
つて、業者に迷惑を及ぼすといふや  
うなことからこの問題が派生して  
来たわけでありまして、結局最終  
的に私たちが考えていた法案より  
も、以上、業者をがんじがらめに  
するといふような法案がでるのでは  
ないかといふふうに想像されるので  
あります。この点がまことに憂慮に  
たえない点だと思ひます。

○坪内委員 そこで私どもの政治的感  
覚から行きますと、航空法案の中に  
生産と運輸という面が種々な関係  
ですつきりしなかつたといふことは、  
いろいろな複雑な点があつたことも  
了承いたしておりますが、われわれ  
の見るところによると、この航空機  
製造法案といふものは、願わくは  
航空法案の中に盛り込んでやつて  
もよいように思ひます。私どもはし  
らうとでありまして、私どもはし  
らうとでありまして、大庭長官はど  
うお考へになりますか、参考まで  
にお聞きしたいと思ひます。

○大庭政府委員 航空法案を最初に創  
定いたしましたときには、航空庁の航  
空事業あるいはその中には航空機生  
産あるいは運輸の面は、一元的に航  
空庁で行政をどう考へてあつたため  
に、別に法に盛りなくても全体から  
想定いたしました。そういう面でも及  
んで行くといふ考へであつたし、ま  
たそういう面が法として不足であ  
れば、いつでもそれを改定して行く  
といふ前提でつくつていきました。先  
ほどから重々申しますような問題が  
起きたために、ここに航空行政の二  
元化といふ大きな問題が出て来た  
わけでありまして、私どももいたし  
ましても、先ほどから申し上げた通  
りいささか疑義を感じておるわけ  
であります。

○坪内委員 私どもは今のお話の通  
り、航空法案の中に航空機製造の面  
も織り込んで理想的な法案にする  
なり、あるいは航空機製造については  
航空法案に基いて省令なり、その他の  
細則によつて、理想的に航空法の運  
営をはかると同時に、航空の安全を  
期することとが、いいのではないかと  
考へておる次第であります。この点  
につきましても十分国会としても監  
視をして、航空の安全を期さなくては  
ならぬと思ひます。そこで航空法案  
なり航空機製造法案なり、いずれが  
先に国会を通過しても支障はない  
ものであるかどうか、その点お尋ね  
いたします。

○大庭政府委員 当然航空法案が先  
に通過して、製造法案があとになれば  
都合なものでありますが、政府として  
願ひ申し上げたいことは、航空機製  
造法案につきましても、運輸、通産  
両委員会において連合審査をして  
いただ

れど、まことに幸いだと思ひ次第であ  
ります。

○岡村委員長 この際お諮りいたしま  
す。通産委員会に付託になりました航  
空機製造法案と密接なる関係があり  
ますので、連合審査を申し入れたい  
と存じます。御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議なければさ  
う決定いたします。

期日については通産委員長と協議  
いたしまして公報をもつてお知らせ  
いたします。

本日はこれをもつて散会いたしま  
す。

午後二時四十九分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁